

第1章 計画策定

1 計画策定の趣旨

現行の「群馬県福祉プラン」の計画期間が、令和元年度（2019年度）で満了となることから、令和2年度（2020年度）を始期とする計画を策定するものです。

当計画では、人々が様々な生活課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

また、市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針を示し、各市町村の実情に応じた取組の促進を図るとともに、多岐にわたる福祉分野の施策を統括し、本県の福祉施策を推進するための指針となるものです。

なお、社会情勢の変化、制度改正及び総合計画をはじめとする他計画との調和を図るため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

2 計画の位置付け

- (1) 群馬県総合計画の個別計画であり、福祉分野における最上位計画となるものです。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として位置付けるものです。

3 計画期間

令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）を最終年度とする5か年計画とします。

